

調査の背景

- ◇ 東日本大震災では、緊急通行車両の移動ルートを切り開く道路啓開(くしの歯作戦)を実行
 - ① くしの歯作戦が災害発生後の立案であった、② 放置車両の取扱いが不明確、
 - ③ 行政からの要請が重複し、民間事業者が対応に苦慮 などの課題が判明
- ◇ 国は、災害対策基本法に基づく防災基本計画において、道路管理者が道路啓開計画を立案するものと明記
また、放置車両の移動手続を災害対策基本法の改正により明確化し、その運用のための手引きを作成するなど、道路管理者が備えるべき事項や災害発生時の対応手順を明示
- ◇ 今回、現場における道路啓開への備えを進めるため、国(地方整備局)、地方公共団体等の取組状況を調査

調査結果のポイント

【道路啓開計画の策定】

- 地方整備局が主体となって関係機関による協議を行い、計画づくりを進め、啓開ルート等の方針が明確になっている地域か否かで、地方公共団体における計画策定の進捗に差が出ている

【民間事業者を活用した人員・資機材の確保】

- 災害時には協定に基づく建設業やレッカー業等の民間事業者の協力が不可欠であるが、道路管理者では、民間事業者から提供を受けられる人員・資機材量を把握していないことから、道路啓開に必要な人員・資機材量を確保できないおそれ

主な勧告事項

- 地方整備局等が主体となって協議会等を設置するとともに、協議を通じ、道路啓開計画の策定などの備えを推進すること
- 協議会等の場を活用して情報提供等を行うことにより、道路管理者が、協定締結先民間事業者等における災害発生時に対応可能な人員・資機材を把握し、不足分の対応の検討を含めた人員・資機材の確保を行うよう、取組を促すこと

I 道路啓開計画の策定状況等

制度の概要等

- ◇ 東日本大震災の教訓から、関係機関で道路啓開計画を策定し、啓開を行うルート上の優先順位や連携等の方針を合意しておく必要性が認識された。
- ◇ 道路管理者が協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、道路啓開計画を立案するものと防災基本計画に明記された。
 - ⇒ 協議会の設置状況や道路啓開計画の策定状況等を調査

主な調査結果

結果報告書P10～23

大規模災害が想定される地域

⇒ 地方公共団体においても、国の計画を踏まえ、道路啓開計画の策定が進められている。

- 関東地方整備局、東京都等で構成される協議会を設置し、「首都直下地震道路啓開計画」を策定

それを踏まえ、埼玉県では、県全域を対象とする道路啓開計画を独自に策定

- 中部地方整備局、県、政令市等で構成される協議会を設置し、南海トラフ地震を想定した道路啓開計画「中部版くしの歯作戦」を策定

それを踏まえ、静岡県では、県を3地域に分け、市町等と協議し、各地域の実情に応じた道路啓開計画を策定

- 四国地方整備局、各県等で構成される協議会を設置し、「四国広域道路啓開計画」を策定

それを踏まえ、徳島県でも、道路啓開計画を策定。策定後も関係機関の意見を踏まえ、重要施設につながる路線の啓開を計画に追加するなど、見直しを継続

高知県でも、関係機関と協議し、道路啓開計画を策定

左記以外の地域

⇒ 地方公共団体においても、道路啓開計画が未策定

- 北陸地方整備局では、業務の優先順位等を理由に未策定だが、道路啓開計画の策定を検討中

新潟県では、車両移動を伴う津波による大規模な被害を想定していないことや国の計画がないこと等を理由に道路啓開計画は未策定

- 近畿地方整備局では福井県を対象とする道路啓開計画を未策定の理由として、管内の他地域を優先したことを挙げている(※)。

(※) 大阪府、兵庫県及び和歌山県を対象とした道路啓開計画を策定済み

福井県では、県管理道の啓開が喫緊課題となった実例はないこと等を理由に未策定

⇒ しかし、全国で大規模災害は起こり得る。地域で必要な備えを進めるため、地方整備局と県などの関係機関が認識を共有して、道路啓開の方針を策定する必要あり

主な勧告事項

- 国土交通省は、各道路管理者が道路啓開を適切に実施できるよう、地方整備局等が主体となって協議会等を設置するとともに、協議を通じ、道路啓開計画の策定などの備えを推進すること

II 道路啓開の実効性確保のための取組状況(民間事業者を活用した人員・資機材の確保状況等)

制度の概要等

- ◇ 道路管理者は民間団体等との協定等に基づき、道路啓開に必要な人員、資機材等の確保に努めることとされている(防災基本計画)。
 - ◇ 東日本大震災では、協定を締結した民間事業者が道路啓開に大きく貢献したが、車両の移動に時間を要したこと、人員・資機材の不足、複数の道路管理者から特定の民間事業者への作業要請の集中などが課題
 - ◇ 平成26年の災害対策基本法改正により、道路管理者は、運転者の不在時に道路管理者自ら車両を移動することなどが可能となった。また、その手続や留意事項を示した「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」では、備えておくべき事項(車両移動を想定した協定の締結、民間事業者が提供可能な人員・資機材の把握、関係機関の連携体制の構築など)を例示
- ⇒ 災害に対応するためには、民間事業者と連携し、人員・資機材の確保を進める必要があることから、手引きで示された備えの実施状況を調査

主な調査結果

結果報告書P24~45

人員・資機材の確保について、5地方整備局、24地方公共団体に調査した結果は以下のとおり。

車両移動を想定した協定の締結

- 約3割の機関では、協定締結先の事業者が車両移動作業をできるかについて確認していない(9/29機関)。
 - ・ 未確認の機関では、法改正前に締結している既存の協定で車両移動もできると認識しているが、民間事業者では、瓦れきの撤去は可能だが、車両移動までは想定していないので求められてもできないとして、両者の認識の食い違いが生じている例もあり

民間事業者が提供可能な人員・資機材の把握

- 約4割の機関では、災害時に協定締結先の事業者が提供可能な人員・資機材量について報告を求めることとしていない(13/29機関)。
 - ・ 報告を求めている機関では、提供される人員・資機材量を把握できず、不足分に応じて新たな協定締結を行うなどの対応を検討することができない。

他の道路管理者との協定の重複状況の把握

- 5割強の機関では、協定締結先の事業者が他の道路管理者と重複して協定を締結しているか把握していない(16/29機関)。
 - ・ 民間事業者からは、道路管理者が協定締結の重複状況を把握した上で、道路管理者間で災害発生時の作業対応の優先順位について調整して作業要請を行うよう求める意見あり

⇒ これらを放置すると、人員・資機材が確保できず、道路啓開に支障が生じるおそれ



建設資機材を用いた車両移動作業訓練の様子
(「高知県道路啓開手順書(案)」掲載)

主な勧告事項

- 国土交通省は、協議会等の場を活用して情報提供等を行うことにより、道路管理者が、協定締結先民間事業者等における災害発生時に対応可能な人員・資機材を把握し、不足分の対応の検討を含めた人員・資機材の確保を行うよう、取組を促すこと